

第7回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年7月12日（金） 午前11時～
2. 場 所 野辺地町役場 議場
3. 会議に出席した委員
2番 村 山 淳 一 4番 福 士 重 光 5番 村 山 勝 雄
6番 田 村 敬 一 7番 毛 利 勝 廣 8番 野 坂 長太郎
9番 高 田 光 雄
4. 会議に欠席した委員
1番 高 松 誠 3番 野田頭 政 子
5. 会議に出席した農地最適化推進委員
杉 山 福 行 柴 崎 幸 三 野 坂 勝
古 沢 高 明 村 山 茂
6. 会議に欠席した農地最適化推進委員
亀 田 和 雄 ニッ森 均
7. 会議に出席した職員
事務局長 瀧澤 誠 総括主幹 寺澤 いづみ
8. 会議に付した案件
議案第14号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得
議案第15号 利用状況調査に基づく農地・非農地の判断について
報告第10号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
報告第11号 農地の転用事実に関する照会について
報告第12号 非農地証明について
9. 議事の概要
以下のとおり。

	【開会時刻 11 時 00 分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第 7 回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は 7 名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は 5 件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4 番 福士委員と、7 番 毛利委員にお願いします。 議事に入ります。「議案第 14 号 農用地利用集積計画の公告」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 1 ページ、お開き願います。 議案第 14 号については、農地中間管理事業となります。農地利用集積計画案を決定するため審議を求めるものであります。 【議案第 14 号、議案書をもとに朗読、説明】 以上で議案第 14 号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第 14 号について、御審議願います。御意見等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第 14 号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 14 号については異議なしとして町へ回答いたします。 次に、議案第 15 号 利用状況調査等の結果に基づく農地・非農地の判断について」を議題といたします。 議案第 15 号につきましては、2 番 村山委員 が所有者となっている事案であることから、村山委員には議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。 (2 番 村山委員退席)
議 長	事務局の説明をもとめます。

事務局	議案書 2 ページ、お開き願います。 議案第 15 号 利用状況調査及び荒廃農地調査により B 分類と判定した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。 【議案第 15 号、議案書をもとに朗読、説明】 議案第 15 号の説明については以上です。農地・非農地の判断をお願いします。
議 長	それでは議案第 15 号について、御審議願います。御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 15 号について、非農地とすることで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 15 号については非農地とします。 (2 番 村山委員着席)
事務局	次に、「報告第 10 号 農地法第 3 条の 3」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 3 ページ、お開き願います。 報告第 10 号 農地法第 3 条 相続等による権利移動について報告します。 【報告第 10 号、議案書をもとに朗読、説明】 報告第 10 号については以上です。
議 長	次に、「報告第 11 号 農地転用の事実に関する照会について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
委 員	議案書 6 ページをお願いします。 報告第 11 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局より土地の現況について照会があり、回答しましたので報告します。 【報告第 11 号、議案書をもとに朗読、説明】 報告は以上です。

議 長	それでは、報告第 1 1 号について、御質問等ございませんか。
5 番	はい。これも先と同じく宅地であり非農地なのか。
事務局	現況写真を見ていただくとわかると思うのですが、その辺一帯が畑だったんです。公図でいうと 1 4-5 が去年転用許可を得てアパートが建設されているという状態でして、周りの農地への影響もなく、実際に農地として利用されていない、宅地に囲まれている生産性の悪い農地ですので、非農地と判断しました。
5 番	きちんと届出が必要であるということを広報等で周知するべきだと思うが。
議 長	はい、それではそのように検討いたします。 他に報告第 1 1 号について、御質問等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	次に、「報告第 1 2 号 非農地証明について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 7 ページをお願いします。 報告第 1 2 号 非農地証明願いについて、農地法の適用を受けない旨証明をしたので、報告します。
	【報告第 1 1 号、議案書をもとに朗読、説明】 報告は以上です。
議 長	それでは、報告第 1 2 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	質問も無いようですので、これをもちまして本日の議事を終了いたします。
【閉会時刻 1 1 時 1 4 分】	